一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第五項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項、第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九の二第一項、第二項、第六項及び第八項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。） ［(2)～(5)　略］ ［七・八　略］	項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。） ［(2)～(5)　同上］ ［七・八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～21　略］ 22　22の欄は、次によること。 ［(1)～(11)　略］ (12)　無線局根本基準第３条第２号の２に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル５Ｇの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる資料を添付すること。 ［ア・イ　略］ ［削る］ ［(13)～(16)　略］ ［23～25　略］	**別表第二号第２**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～21　同左］ 22　［同左］ ［(1)～(11)　同左］ (12)　［同左］ ［ア・イ　同左］ ウ　その他通信の相手方が停止して運用する無線局 ［(13)～(16)　同左］ ［23～25　同左］
別表第三号の六　包括免許（施行規則第15条の２第２項第２号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の２第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～３　略］ ４　２の欄は、次によること。 ［(1)～(6)　略］ (7)　⑥の欄は、次によること。 ［ア　略］	**別表第三号の六**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～３　同左］ ４　［同左］ ［(1)～(6)　同左］ (7)　［同左］ ［ア　同左］